平成２３年（フ）第５０８号
名古屋市瑞穂区佃町１丁目９番地の２　名菅ビル402号
債務者　高須　　光
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０７号
名古屋市港区港陽３丁目11番16号　グレイス築地202号
債務者　菅野　理絵
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３０号
愛知県あま市栄東郷内142番地７
債務者　井伊　敏子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６３号
名古屋市南区神松町３丁目３番地　神松荘８棟308号
債務者　栗林　由美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７８号
名古屋市北区落合町77番、住民票上の住所愛知県瀬戸市品野町３丁目387番地
債務者　小林　　暁
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１号
名古屋市熱田区南一番町10―４　サンハウス南一番町302、申立時の住所愛知県一宮市多加木２丁目８番８号
債務者　坂本眞由美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２６号
愛知県一宮市神山３丁目３番17―104号　メゾン弁天公園
債務者　岡田美智代
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３９号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字呑光寺西10番地ハイツ雅103号
債務者　中村美惠子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５号
京都府亀岡市東本梅町中野北垣内14番地
債務者　井内　康喜
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第８４４８号
大阪市西成区玉出東２丁目11番15号
債務者　宅和　次郎
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５８５号
大阪府門真市江端町36番１―304号
債務者　押領司政弘
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２１号
大阪市西区九条１丁目28番14号　セントラルハイツ302
債務者　坂本　恵美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２２号
大阪府茨木市上穂積４丁目７番18号の７
債務者　藤中　高雄
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６３０号
大阪市此花区高見２丁目４番５号
債務者　山西　清美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９７号
大阪府吹田市尺谷６番３号
債務者　高山千代子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７４１号
大阪市東淀川区淡路５丁目９番６号　第２α淀川３Ｃ号
債務者　岡本　新司
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５９号
大阪府大東市太子田１丁目１番９号　スイートピア205号
債務者　大内チカ子
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部